

令和6年度第3回太陽光発電設備設置審議会結果概要

開催日時	令和6年11月25日(月) 9時30分～10時50分
開催場所 及び出席者	本庁舎 第1会議室 ○審議会委員(桜木委員、伊丹委員、高橋委員、佐藤(高)委員、湯沢委員) ○事務局(環境森林課長、環境政策係長、環境政策係員)
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について(諮問) (2) 次回審議会の日程調整について 4 その他 5 閉会
審議結果	(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について 議案第3号について、不許可相当とする。 議案第4号について、許可相当とする。 議案第5号について、許可相当とする。 (2) 次回の日程調整について 令和7年2月20日(木)9時30分から開催する。

令和6年度第3回太陽光発電設備設置審議会での意見等

太陽光発電設備設置の申請に係る許可について

No.	委員からの意見等	回答等
1		住民説明会で近隣住民の理解が得られず事業者から再協議を指導しましたが、事業者から進展が見込めないため審議会に諮りたい旨の依頼がありました。当該案件の取扱いについて弁護士に意見を求め、審議会へ不許可相当として付議することは条例及び施行規則の主旨と反しない旨の回答を得たため付議したものです。(事務局説明)
2	事業区域北側から事業区域に雨水等が流れ込み近隣住民に影響を与えるのか。近隣住民の理解が得られていないのは雨水等の処理に関する事なのか。	現状、事業区域外から雨水等が事業区域に流入し、近隣住民の敷地まで流出し影響を与えています。近隣住民は事業実施によって更に影響が出ることを心配し雨水等を区域東側道路の側溝に排水することを要望していますが、事業者は区域内処理の計画を示しており近隣住民の理解が得られていません。
3	近隣住民の敷地に流出している雨水等も含めて事業区域内で処理しないとしないのか。	条例施行規則の許可基準に事業区域内の地表水を排除することが示されているため、流出している雨水等も含んで処理しなくてはなりません。
4	事業区域付近の側溝だけを拡幅しても側溝から排水があふれるのではないのか。	側溝は南側にある河川まで接続しているので、そこまでは拡幅する必要はないと考えます。

5		雨水等の計画を変更すれば許可申請の再提出もありえるのか。	事業区域外への排水を計画し近隣住民の理解を得ることができれば再提出も可能であると考えます。
6		事業区域西の貯水側溝は近隣住民の申し出に対して追加したのか。それでも住民の理解が得られなかったということか。	事業者が住民説明会での近隣住民からの申し出に対して追加しましたが、近隣住民はあくまで区域外への排水を要望しており、事業者が示す計画では住民の理解を得られていません。
7		事業区域北側の市道に側溝はないのか。	地元自治会から要望をいただき側溝の設計を行っています。なお、本事業との関連はありません。
8		近隣住民が事業に不安を抱いているのなら許可するべきではない。審議会は住民福祉も踏まえて検討をしなければいけない。(意見)	
9	第4号	事業区域南側の近隣住民に雨水等による影響はないのか。	事業区域南に貯水側溝を設けるので影響はないと考えます。
10		群馬県地域森林計画の区域に該当するので、伐採面積によっては林地開発となる可能性がある。	事業者には群馬県渋川森林事務所へ問い合わせるよう指導し、林地開発に該当しないことを確認いたしました。
11	第5号	小堤が決壊して雨水が流出しないように指導していただきたい。	小堤の強度を十分に確保し雨水等が流出しないよう指導します。
12		貯留施設の上にパネルを設置するようだが、浚渫はどのように行うのか。	架台を調整し十分な高さを設けて太陽光発電設備を設置するので支障はないと考えますが、定期的に維持管理するよう指導します。